

秋田県農泊推進ネットワーク会議設置要領

(目的)

第1条 本県の地域資源を最大限に活かした農泊（農山漁村滞在型観光）を推進するため、国が取組計画を採択した「農泊地域」に加え、宿泊や食事、体験を組織的に提供している地域を新たに「農泊実施地域」として選定し、受入態勢の強化や広域連携に係る情報交換を進めるとともに、各地域における農泊コンテンツの質的向上を図ることを目的として「秋田県農泊推進ネットワーク会議（以下「農泊ネットワーク会議」という。）」を設置する。

(内容)

第2条 本農泊ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について情報交換等を行う。

- (1) 農泊実施地域の選定
- (2) 受入態勢の強化及び広域連携の促進
- (3) 農泊コンテンツの質的向上
- (4) 誘客促進
- (5) 農泊を巡る新たな動き
- (6) その他農泊推進に関する事項

(農泊実施地域選定委員会)

第3条 農泊実施地域を選定するため、本農泊ネットワーク会議に別表1に掲げる者で構成する農泊実施地域選定委員会を置き、別表2に掲げる選定要件を定める。

(参集範囲)

第4条 本農泊ネットワーク会議は、別表3に掲げる地域・団体等によって構成する。

(運営)

第5条 本農泊ネットワーク会議は、必要に応じて、秋田県農林水産部農山村振興課長が招集する。

(庶務)

第6条 本農泊ネットワーク会議の庶務は、秋田県農林水産部農山村振興課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本農泊ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年3月11日から適用する。

令和7年2月28日に一部改正。

別表 1（第 3 条関係）

農泊実施地域選定委員会の構成		
大館市まるごと体験推進協議会	会長	(農泊実践者)
一般社団法人 仙北市農山村体験推進協議会	会長	(農泊実践者)
特定非営利活動法人 秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会	事務局長	(広域団体)
一般社団法人 秋田県観光連盟	事務局長	(広域団体)
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課	課長	(行政)
秋田県農林水産部農山村振興課	課長	(行政)

別表 2（第 3 条関係）

農泊実施地域の選定要件	
宿泊、食事、体験を提供できること	
個人の活動ではなく、多様な構成員で取組を行っていること	
地域の農林漁業に裨益すること（構成員の中に農林漁家がいること）	

別表 3（第 4 条関係）

農泊ネットワーク会議の構成	
○農泊地域	平成29年度以降、国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業に採択された地域協議会の事業実施主体のうち、本農泊ネットワーク会議に参加を希望する地域
○農泊実施地域	農泊の取組を既に実施している地域、又は、これから取組を強化するため農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業採択を目指す地域で、別記様式「農泊実施地域申請書」を提出した者のうち、農泊実施地域選定委員会において別表 2 で掲げる要件を全て満たすと確認された者
○農泊に積極的に取り組む地域・組織・団体等	本農泊ネットワーク会議に参加を希望する地域や組織、団体
○関係団体	観光振興団体
○県	観光文化スポーツ部誘客推進課 農林水産部農山村振興課 各地域振興局農林部
○オブザーバー	上記地域に関係する市町村、東北農政局秋田県拠点